

令和7年度一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物処理の基本的事項

- (1) 処理区域 別海町全域
 (2) 計画期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
 (3) 処理計画量(計画搬入量)

ア ごみ

(ア) もえるごみ	2,416 t	
(イ) もえない・粗大ごみ	613 t	
(ウ) 資源ごみ	1,161 t	合計 4,190 t

イ し尿等、浄化槽汚泥

(ア) し尿等	2,921 t	
(イ) 浄化槽汚泥	2,686 t	合計 5,607 t

2 別海町が行う一般廃棄物の処理

- (1) 一般廃棄物の排出抑制及び資源化等の促進の方策

ア 排出抑制の促進

「べっかいのごみ出しルール」の配布	分別区分の理解を進めるため、主に排出されるごみを図示したポスターを転入者等に配布し、分別収集、リサイクル及びごみの適正処理を推進する。
「べっかいのごみ出し百科事典」の配布	町民にとってごみの分別区分が難しくなっているため、ごみの分別排出方法を細かく記載した百科事典をインターネット上で公開し、また、希望者には冊子での配布を行うことで、分別収集、リサイクル及びごみの適正処理を推進する。
「別海町ごみ減量化大作戦」の広報掲載	町民にとって関心が高くタイムリーな情報と、町で保有する情報を広報誌で積極的に公開し、ごみの排出抑制、分別ルールの浸透及び意識の高揚を図る。
リサイクルセンター見学事業	町内各学校、各団体によるリサイクルセンターの視察・見学・体験学習を受け入れ、分別収集、リサイクル及びごみの減量化の必要性を呼びかける。
ホームページの充実	別海町ホームページにごみ・資源物の収集、運搬及び処分、し尿・家庭廃水・浄化槽汚泥の収集、運搬及び処分に係る情報を掲載する。 併せて、ごみ処理・リサイクルの実態を掲載し、分別収集の意義及び必要性の周知に努める。
自治会活動との連携	住民運動の主体的な役割を果たす自治会と連携し、ごみステーションの管理・清掃及びごみの適正処理を効果的に行う。 併せて、説明会等の啓発活動を積極的に行い、住民一人一人の分別意識の向上を図る。
事業者に対する指導	事業系一般廃棄物の減量、再資源化を図るため、自主的なリサイクルの取り組みを啓発していくとともに、多量排出事業者に対し、事前協議の徹底及び廃棄物の適正処理の指導を

	行い、排出抑制及び再利用の促進に努める。
--	----------------------

イ 資源化等の促進

容器包装廃棄物の資源化	リサイクルの推進と埋立地の延命化を図るため、かん、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装の分別収集を実施し、リサイクルセンターで選別、圧縮等の中間処理を経て、指定法人などに引き渡し資源化を推進する。
水銀含有廃棄物の資源化	水銀等の重金属を含有している電池・蛍光灯・電球を分別収集し、再資源化事業者へ引き渡し、資源化を行う。
スプレー缶の資源化	スプレー缶を分別収集し、残留ガス及び廃液の適正処理を経て、圧縮処理し、鉄プレスとして再資源化事業者に取り渡し資源化を推進する。
金属類の資源化	不燃ごみ・粗大ごみの選別処理により得られた金属類を再資源化事業者に取り渡し資源化を進める。また、粗大ごみとして収集された鉄くずについても、同様に資源化を推進する。
紙類の資源化	ダンボール、新聞、雑誌、紙製容器包装・雑がみ、飲料用紙製容器の分別収集を実施し、再資源化事業者に取り渡し資源化を推進する。
古繊維・皮革類の資源化	古繊維、靴類、鞆類等の分別収集を実施し、再資源化事業者に取り渡し資源化を推進する。
使用済小型電子機器等の資源化	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、有用金属（レアメタル等）を含む使用済小型電子機器等の分別収集を実施し、国の認定を受けた認定事業者に取り渡し資源化を推進する。
木類・草花類の資源化	枝、木くず、雑草等の植物類を分別収集し、もえないごみ・粗大ごみから選別された木類と併せて再資源化事業者に取り渡し資源化を推進する。
調理くずの堆肥化	野菜、果物、卵の調理くずに限り、無料で分別収集し、堆肥化を行う。
貝殻の資源化	貝殻を分別収集し、再資源化事業者に取り渡し資源化を推進する。
廃食用油の資源化	家庭の廃食用油を分別収集し、再資源化事業者に取り渡し資源化を推進する。
その他の資源化	容器包装リサイクル法対象外のプラスチック、ガラス類等、資源化可能である資源物は、可能な限り再資源化を推進する。

ウ 廃棄物の適正処理

特定家庭用機器の適正処理	「特定家庭用機器再商品化法」の対象となるエアコンディショナー、テレビジョン受信機（ブラウン管、液晶、プラズマ）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機は、収集、運搬及び処分をせず、法に基づき適正な処理を行うよう啓発する。
パーソナルコンピュ	「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく自主回

一タの適正処理	収と、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づく分別収集により、資源化を推進する。
密閉型蓄電池の適正処理	「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく自主回収により、資源化を推進する。
廃自動車の適正処理	「使用済自動車の再資源化に関する法律」に基づき適正に処理を行う。
産業廃棄物の適正処理	一般廃棄物と産業廃棄物の区分を町民に明らかにし、産業廃棄物は、事業者が自ら処理するよう啓発に努める。
その他の廃棄物の適正処理	上記の他、タイヤ、二輪車、消火器等、全国的なりサイクルシステム、安全処理が確立されている廃棄物については、排出者自ら手続きするよう啓発する。
不法投棄抑止の啓発	「ねむろ自然の番人宣言」に基づき、不法投棄に対し、広報を活用した積極的な啓発を行う。また、各事業所及び近隣自治体、自然の番人認定団体との連携を図って、監視を行い、不法投棄やポイ捨て抑止に努める。

(2) 一般廃棄物の種類及び分別区分並びに収集及び受入方法等

ア ごみ

(ア) 家庭ごみの種類と分別区分等

区分	排出日	収集間隔	
		市街地	農家地区
もえるごみ	もえるごみの日	週 2 回	週 1 回
もえないごみ	もえないごみ・粗大ごみの日	月 1 回	月 1 回
粗大ごみ			
小型家電			
家庭の枝・木くず			
危険ごみ	危険ごみ・かん・びん・ペットボトルの日	週 1 回	月 2 回
かん			
びん			
ペットボトル			
きれいな古繊維			
使えるくつ・かばん			
キッチンの油・貝殻・調理くず			
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装・紙資源の日	週 1 回	月 2 回
雑誌			
紙製容器包装・雑がみ			
新聞			
ダンボール			
紙パック			
一時多量ごみ	収集しない(ごみ処理場で直接受付(月～土曜日))		
適正処理困難物	収集、運搬及び処分をしない		
特定家庭用機器	収集、運搬及び処分をしない		
密閉型蓄電池	収集、運搬及び処分をしない		

廃自動車・バイク、その部品の一部		収集、運搬及び処分をしない
特別管理 一般廃棄物	P C B使用部品	収集、運搬及び処分をしない
	ばいじん・汚泥	収集、運搬及び処分をしない
	感染性一般廃棄物	収集、運搬及び処分をしない

(イ) 町民の協力義務等

・排出の方法に係る協力義務は次のとおりとし、これによらないものは収集及び運搬しない。

- ①家庭からごみ・資源物を出すときは、「べつかいのごみ出しルール」に基づいて排出する。
 - ②ごみの散乱の心配がない鉄製、木製の容器が整備されているごみステーションの利用にあたっては、収集日の前日 18 時から収集日の 8 時 30 分までごみ・資源物を排出することができる。(容器が整備されていない場合は、収集の直前に排出するものとする)
 - ③引っ越し、大掃除等により排出される一時多量ごみは、ごみ処理場へ直接搬入するか、許可業者へ収集及び運搬を依頼する。
- ・ごみステーションの管理に係る協力義務は次のとおりとする。
- ①ごみステーションは、鳥、小動物、風雨等によりごみが散乱しないよう管理する。
 - ②ごみステーションには、ごみ・資源物の散乱を防ぎ、収集の効率を高めるため、鉄製網目型の容器を推奨する。
 - ③ごみステーションは、周囲に悪臭や汚水等が漏れないよう、汚れている場合は定期的に清掃等を行い、清潔を保持するように努める。

(ウ) 町が収集、運搬及び処分をしない廃棄物

- ・産業廃棄物（町長が特に必要と認めたものを除く）
- ・一般廃棄物のうち次のもの
 - ①特定家庭用機器（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機のうち家電リサイクル法の対象となるもの）
 - ②密閉型蓄電池（充電式電池・バッテリー）
 - ③自動車・バイク及びそれらのバッテリー・タイヤ等
 - ④ピアノ
 - ⑤消火器、プロパンガスボンベ、ホームタンク
 - ⑥農薬、劇薬等
 - ⑦スプリングマットレス
 - ⑧畳
 - ⑨特別管理一般廃棄物（P C B使用部品、ばいじん、汚泥、感染性病原体の含まれるもの若しくは付着しているおそれのあるもの）
 - ⑩がれき類
 - ⑪建築物の解体に伴う廃棄物（別海町火災等に伴う廃棄物の処理に関する要綱第 2 条に規定するものを除く）
 - ⑫建築物以外の工作物の解体に伴う廃棄物（別海町火災等に伴う廃棄物の処理に関する要綱第 2 条に規定するものを除く）
 - ⑬浚渫工事に伴う廃棄物
 - ⑭大量の石類及び土砂（一時的排出量 300 kg 又は 1 m³以上のもの）
 - ⑮事業活動に伴い発生した大量の海藻類（一時的排出量 300 kg 又は 1 m³以上のもの）

⑩事業活動に伴い発生した帳簿、伝票などの機密書類

(エ) 事業系一般廃棄物

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に従い、事業者は自ら廃棄物を適正に処理しなければならない。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第2項に従い、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物について、再生利用等を行うことによって減量するように努めなければならない。
- ・事業者はごみステーションにごみを排出することはできない。ただし、生ごみについては周辺町内会との協議のうえ排出することができる。
- ・事業系一般廃棄物は、家庭ごみと同様の区分によって分別し、許可業者に処理を依頼するか、直接ごみ処理場に搬入しなければならない。
- ・多量廃棄物については、処理の際に、町担当者と処理方法を協議しなければならない。
- ・事業活動に使用していた物品等を事業廃止後に廃棄する場合、当該廃棄物は事業系一般廃棄物として取扱う。

(オ) ごみ処理場での搬入受入時間

- ・受入場所 別海町ごみ処理場 別海町別海 362 番地の 1 0153-75-3812
- ・受入時間 月曜日～土曜日 9時から16時まで
- ・休業日 日曜日、5月3日から5月5日まで及び12月31日から1月3日まで

イ し尿、家庭廃水、浄化槽汚泥

(ア) 町民の協力義務等

- ・くみ取りの際は立会いをする。
- ・くみ取りの申込みは、汲み取り月の前月の20日までに申し込む。
- ・し尿くみ取り手数料は、納入通知書又は口座振替により支払う。
- ・冬期間は、くみ取り作業の支障とならないよう除雪をする。

(イ) 収集方法

- ・申込制による戸別有料収集

(3) 手数料

ア ごみ処理手数料

ごみステーションに下表に定めるごみを排出する場合は、収入証紙（指定容器、シール）により排出しなければならない。

種類	証紙の形状	手数料
もえるごみ	45 リットル 容器	1 枚 60 円
	20 リットル 容器	1 枚 30 円
	10 リットル 容器	1 枚 15 円
もえないごみ	45 リットル 容器	1 枚 60 円
	20 リットル 容器	1 枚 30 円
粗大ごみ	シール	1 枚 120 円
かん	45 リットル 容器	1 枚 10 円
びん	20 リットル 容器	1 枚 10 円
ペットボトル	45 リットル 容器	1 枚 10 円
プラスチック製容器包装	45 リットル 容器	1 枚 10 円
	20 リットル 容器	1 枚 10 円

イ ごみ処分手数料

家庭ごみ及び事業系一般廃棄物をごみ処理場へ直接搬入する際は、次のごみ処分手数を支払わなければならない。支払いについては、収入証紙を用いて料金を徴収する。

- ・家庭ごみ 20kgにつき 60 円
- ・事業系一般廃棄物 20kgにつき 300 円

ただし、搬入するごみが 20kg 未満のときは 20kg とみなし、搬入するごみに 20kg 未満の端数があるときは、その端数を 20kg とみなす。

- ・収入証紙の種類 60 円、120 円、300 円、3,000 円

ごみを直接搬入する際にごみをまとめる場合は、指定容器を使用せず、透明か半透明の袋を用いること。

家庭ごみについては、資源ごみ又は危険ごみを搬入した場合や、収入証紙により既にごみ処理手数料が納入済となっているごみを搬入した場合は、ごみ処分手数を徴収しない。

ウ し尿処理手数料

- ・し尿、家庭廃水、浄化槽汚泥 1ℓにつき 4 円 51 銭

(4) 一般廃棄物の処理主体及び処理計画

ア 処理主体及び処理方法

(ア) 家庭ごみ

区分	収集・運搬 主体	中間処理		最終処理	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
もえるごみ	町（委託）	広域連合	焼却	町（委託）	埋立
もえないごみ	町（委託）	町（委託）	選別	町（委託）	資源化・埋立
粗大ごみ	町（委託）	町（委託）	選別・破碎	町（委託）	資源化・埋立
小型家電	町（委託）	町（委託）	選別	民間	資源化
家庭の枝・木くず	町（委託）	町（委託）	保管	民間	資源化
危険ごみ	町（委託）	町（委託）	安全化	民間	資源化
かん	町（委託）	町（委託）	圧縮	民間	資源化
びん	町（委託）	町（委託）	選別・破碎	指定法人	資源化
ペットボトル	町（委託）	町（委託）	圧縮・梱包	指定法人	資源化
きれいな古繊維	町（委託）	町（委託）	保管	民間	資源化
使えるくつ・かばん	町（委託）	町（委託）	保管	民間	資源化
キッチンの油・貝殻・調理くず	町（委託）	町（委託）	保管	民間	資源化
プラスチック製容器包装	町（委託）	町（委託）	圧縮・梱包	指定法人	資源化
雑誌	町（委託）	町（委託）	保管	民間	資源化
紙製容器包装・雑がみ	町（委託）	町（委託）	保管	民間	資源化
新聞	町（委託）	町（委託）	保管	民間	資源化
ダンボール	町（委託）	町（委託）	保管	民間	資源化
紙パック	町（委託）	町（委託）	保管	民間	資源化

※多量に発生したごみは、排出者自ら処理するか、又は排出者自ら別海町ごみ処理場へ搬入するか、若しくは町が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、別海町ごみ処理場で処理を行うものとする。

(イ) 事業系一般廃棄物

区分	収集・ 運搬主体	中間処理・最終処理		
		処理主体	中間処理方法	最終処理方法

許可業者収集	許可業者	町（委託）	破碎、圧縮、選別等	埋立、資源化
自己搬入	排出者	町（委託）	破碎、圧縮、選別等	埋立、資源化

※事業系一般廃棄物の可燃性ごみは、根室北部廃棄物処理広域連合による広域ごみ処理施設で焼却処理を行うこととする。

※事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適性に処理することを原則とする。自ら処理できない場合は、排出者は自ら別海町ごみ処理場へ搬入するか、又は町が許可した一般廃棄物処理業者に処理を委託するものとする。

ただし、多量廃棄物については、事前協議を行い、町の指導に基づき処理を行うものとする。

（ウ）小動物の死体

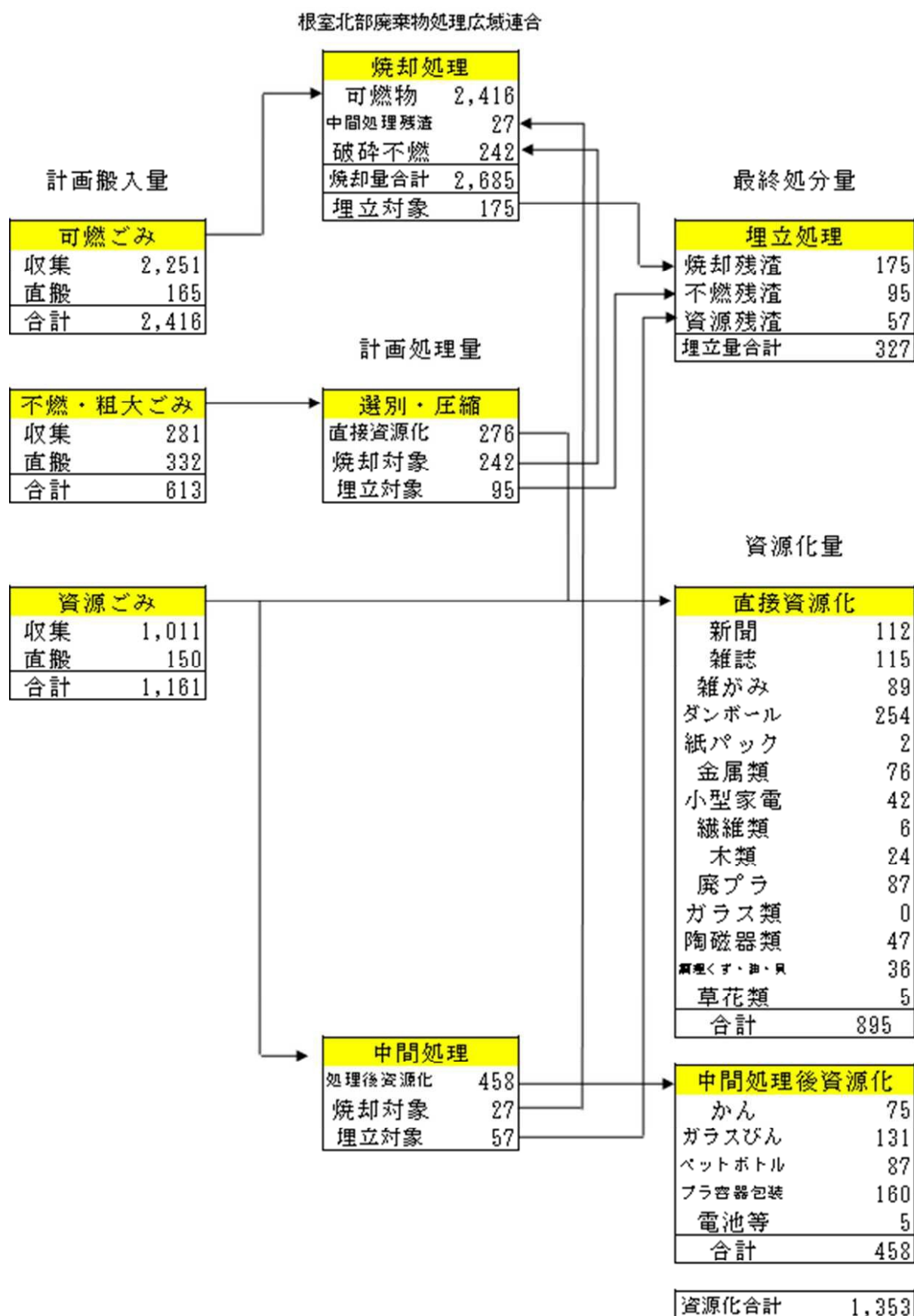
区分	収集・ 運搬主体	最終処理	
		処理主体	処理方法
道路等に遺棄された飼い主等が不明の 犬・猫等の小動物の死体	土地管理者	町（委託）	焼却・埋立

（エ）し尿、家庭廃水、浄化槽汚泥

区分	収集・ 運搬主体	処理	
		処理主体	処理方法
し尿・家庭廃水	町（委託）	町（委託）	生物処理
浄化槽汚泥	町（委託）	町（委託）	生物処理

3 処理計画

(1) 処理フロー (単位: トン)



(2) 処理施設の概要

ア 圧縮・破砕施設

施設名	所在地	処理能力
別海町ごみ処理場	別海 362 番地の 1	20 t / 日

イ 中間処理施設

施設名	所在地	処理能力
別海町リサイクルセンター	別海 362 番地の 1	2.7 t / 日
資源物保管庫	別海 362 番地の 1	0.5 t / 時間
根室北部広域ごみ処理施設	別海 13 番地の 5	62 t / 24 時間

ウ 最終処分場

施設名	所在地	処理能力
別海町一般廃棄物最終処分場	別海 362 番地の 7	埋立容量 65,000 m ³ 残余容量 6,493 m ³
浸出水処理施設	別海 362 番地の 1	50 t / 日

エ し尿、家庭廃水、浄化槽汚泥処理施設

施設名	所在地	処理能力
別海町し尿処理場	上春別 162 番地の 1	20kl / 日
別海町資源循環センター	中西別 108 番地の 2	50 t / 日